

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区分		起訴事件											区分		
		前年度からの 繰越未決	本年度の 起訴	計	有罪無罪						公消訴權滅	未決	有罪に係る人員及び金額		
					有罪	無罪	公消	訴權	未決	懲役刑を科せられたもとの人			罰金		
申告所得税	内	件	件	件	件	件	件	件	件	人	人	内	人(社)	千円	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人税	内	3	-	3	3	-	-	-	-	2	内	1	3	55,000	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	内	1	-	1	1	-	-	-	-	-	内	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計		4	-	4	4	-	-	-	-	2	内	1	3	55,000	
													合計		

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31までの間における事績を示したものである。

- (注) 1 内書（「人員」を除く。）は、上級審からの差戻し件数である。
- 2 「人員」の内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
- 3 「有罪に係る人員及び金額」について、1人（社）が2以上の区分に該当する場合、主たる区分でのみ集計している。
- 4 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	件 -	第 159 条	件 3	脱税犯規定	件 1
第 243 条	件 -	第 163 条	件 2	両罰規定	件 1

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」について、適用条文を示したものである。
 2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒税					揮発油税及び地方揮発油税			石油ガス税			区分		
			免許者	非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計		
要件 処理数	前年度からの 継越処理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件		件	件	件	前年度からの 継越処理未済	要件 処理数
			-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-		
処理済件数	検挙	外	-	1	-	1	-	1	-	-		-	-	-	検挙	処理済件数
			-	1	-	1	-	1	-	-		-	-	-		
処理済件数	通告処分	外	-	1	-	1		1	-	-		-	-	-	通告処分	処理済件数
			-	1	-	1		1	-	-		-	-	-		
処理済件数	告発	外	-	-	-	-		-	-	-		-	-	-	告発	処理済件数
			-	-	-	-		-	-	-		-	-	-		
処理済件数	その他	外	-	-	-	-		-	-	-		-	-	-	その他	処理済件数
			-	-	-	-		-	-	-		-	-	-		
処理済件数	通知処分	外	-	-	-	-		-	-	-		-	-	-	通知処分	処理済件数
			-	-	-	-		-	-	-		-	-	-		
処理済件数	不告発	外	-	-	-	-		-	-	-		-	-	-	不告発	処理済件数
			-	-	-	-		-	-	-		-	-	-		
本年 度 未 済 件 数	公訴權消滅	外	-	-	-	-		-	-	-		-	-	-	本年 度 未 済 件 数	本年 度 未 済 件 数
			-	-	-	-		-	-	-		-	-	-		
犯税	犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額	犯税
			-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-		
罰科金相当額	通告処分	外	-	13	-	13		13	-	-	13	-	-	-	通告処分	罰科金相当額
			-	68	-	68		68	-	-	68	-	-	-		

調査対象等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
- 3 税闇分は含まない。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税			印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	国際観光 旅客税	合計	区分					
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計											
要件 処理数	前年度からの 継越処理未済		外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの 継越処理未済				
	検		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	前年度からの 継越処理未済				
処理 済件 数	通告処分			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通告処分				
	告 発	犯則事職員		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	犯則事職員	告 発			
		その他		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
処理 済件 数	通知処分			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分				
	不告発			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発				
本 年 度 未 済 件 数	処公訴分権消前滅			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処公訴分権消前滅				
	本 年 度 未 済 件 数			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
犯 税	犯則に係る額			外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額			
通 罰 科 刑	通告処分額			外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	通告処分額			
				外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68	通告処分額			

調査対象箇：令和5年4月1日から令和6年3月31までの間ににおける間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区分		酒 稅			揮 発 油 稅			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分	
		免 許 者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計			
要履行件数	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 濟	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 履 行 未 濟	要履行件数
	通 告 处 分	外	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 处 分	
	計	外	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計	
履行等件数	通 告 不 履 行 発 に よ る 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 不 履 行 発 に よ る 告 発	履行等件数
	通 告 後 滅 消 公 訴 権	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 後 滅 消 公 訴 権	
	通 告 履 行	外	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 履 行	
	計	外	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計	
本 年 度 未 履 行 未 濟 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 履 行 未 濟 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	
			-	13	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	
			-	68	-	68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。

3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免許者												非免許者			計			左の計のうち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者														
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額			
第 54 条	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
〃 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 1	2,743	-	-	-	-	-	外1 1	2,743	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 1	2,743	-	-	-	-	外1 1	2,743	-	-	-	-	
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

(注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数								
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-								
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合計	-								

たばこ特別税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税		国際観光旅客税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -	第24条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	〃 第2号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		〃 第2号	-						
		〃 第3号	-						
		第24条	-						
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。